

議案第35号

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年 6 月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、災害援護資金の貸付けの特例措置を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の2項を加える。

（東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る災害援護資金の貸付けの特例）

- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「3パーセント」とあるのは「1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、零パーセント）」とする。
- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第16条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第3項の規定によるものとし、令第8条の規定は適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第 2 項及び第 3 項の規定は、平成23年 3 月11日から適用する。